

地域森林計画（変更計画）書（案）

（富士川中流森林計画区）

自 令和 2年 4月 1日
計画期間
至 令和12年 3月31日
（変更年月 令和3年12月）

山 梨 県

地域森林計画（変更計画）書

（富士川中流森林計画区）

変更理由

○ 森林の整備に関する事項の記載内容の変更

「立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針」について、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定める旨及び、伐採作業に伴い必要となる集材路の作設等の方法を新たに示したものである。

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」について、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を市町村森林計画において定める旨を新たに示したものである。

「間伐及び保育に関する事項」の「その他必要な事項」において、列状間伐の実施を新たに記載したものである。

「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針」について、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定する旨を新たに示すとともに、当該区域における施業方法を新たに示したものである。

「林産物の搬出方法等」について、林産物の適切な搬出方法を新たに示したものである。

○ 計画量の見直し

「全国森林計画」の変更を受けて、人工造林及び天然更新別の造林面積の計画量を変更するものである。

目 次

(○印 変更のある計画事項又は計画項目)

I 計画の大綱

第1 森林計画区の概況

1	位置及び面積	1
2	自然的背景	1
3	社会的経済的背景	1
4	計画区内森林の現況	1
5	その他	2

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

1	伐採立木材積	2
2	人工造林及び天然更新別の造林面積	2
3	林道の開設及び拡張の数量	2
4	保安施設の整備	2
5	要整備森林の施業の区分別面積	2

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

1	計画区の課題	2
2	計画の基本的事項	2

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

1	地域森林計画の対象とする町別の森林面積	4
2	地域森林計画の対象としない森林	4

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4
(1)	森林の整備及び保全の目標	4
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	4
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	4
2	その他必要な事項	4

第3 森林の整備に関する事項

1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	4
○	(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	4

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	6
(3) その他必要な事項	6
2 造林に関する事項	6
(1) 人工造林に関する指針	6
(2) 天然更新に関する指針	6
○ (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	6
3 間伐及び保育に関する事項	6
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	6
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	6
○ (3) その他必要な事項	6
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	6
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	6
○ (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	6
(3) その他必要な事項	7
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	7
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	7
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	7
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	7
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	7
○ (5) 林産物の搬出方法等	7
(6) その他必要な事項	8
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	8
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	8
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	8
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	8
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	8
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	8
(6) その他必要な事項	8
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	8
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	8
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	8

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	8
(4) その他必要な事項	8
2 保安施設に関する事項	8
(1) 保安林の整備に関する方針	8
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	9
(3) 治山事業の実施に関する方針	9
(4) 特定保安林の整備に関する事項	9
(5) その他必要な事項	9
3 鳥獣害の防止に関する事項	9
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	9
(2) その他必要な事項	9
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	9
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	9
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	9
(3) 林野火災の予防の方針	9
(4) その他必要な事項	9
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	9
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	9
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	9
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	9
(3) その他必要な事項	9
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	9
2 間伐面積	10
○ 3 人工造林及び天然更新別の造林面積	10
4 林道の開設及び拡張に関する計画	10
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	10
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	10
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	10
(3) 実施すべき治山事業の数量	10
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	10

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法	10
(1) 保安林の施業方法	10
(2) 保安林施設地区の施業方法	10
(3) 自然公園内の施業方法	10
(4) 砂防指定地の施業方法	10
(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法	10
(6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法	10
(7) 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法	10
(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法	10
(9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法	11
(10) 風致地区に指定された森林の施業方法	11
(11) 自然環境保全地区等の施業方法	11
(12) 富士山世界文化遺産に指定された区域の施業方法	11
(13) ユネスコエコパーク区域の施業方法	11

本文中、「前計画書」とは、令和2年1月公表の地域森林計画書（富士川中流森林計画区）である。

また、変更のない計画事項及び項目は、計画事項及び項目名のみを記載しており、計画事項及び項目名に一部変更がある場合は、本計画に読み替えるものとする。

I 計画の大綱

（計画の目的）

前計画書のとおり。

第1 森林計画区の概況

1 位置及び面積

前計画書のとおり。

2 自然的背景

（1）地形

前計画書のとおり。

（2）河川

前計画書のとおり。

（3）地質

前計画書のとおり。

（4）土壌

前計画書のとおり。

（5）気候

前計画書のとおり。

3 社会的経済的背景

（1）人口

前計画書のとおり。

（2）産業別就業者数

前計画書のとおり。

（3）交通

前計画書のとおり。

4 計画区内森林の現況

前計画書のとおり。

（1）森林の所有構造

前計画書のとおり。

（2）森林資源の状況

前計画書のとおり。

(3) 保安林等の指定状況

前計画書のとおり。

5 その他

(1) 身延・南部地域の民国連携による森林整備

前計画書のとおり。

(2) 早川町のジビエ処理加工施設

前計画書のとおり。

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画書のとおり。

1 伐採立木材積

前計画書のとおり。

2 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

3 林道の開設及び拡張の数量

前計画書のとおり。

4 保安施設の整備

(1) 保安林の指定面積

前計画書のとおり。

(2) 治山事業施行地区数

前計画書のとおり。

5 要整備森林の施業の区分別面積

前計画書のとおり。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

1 計画区の課題

(1) 多様な森林整備の促進

前計画書のとおり。

(2) 森林の保全及び保護

前計画書のとおり。

(3) 人工林資源の循環利用の促進

前計画書のとおり。

(4) 林業の振興

前計画書のとおり。

(5) 里山地域の保全

前計画書のとおり。

(6) 県民参加の森林づくり

前計画書のとおり。

2 計画の基本的事項

(1) 森林整備の方針

前計画書のとおり。

(2) 森林の保全及び保護の方針

前計画書のとおり。

(3) 林業・木材産業の振興の方針

前計画書のとおり。

(4) 森林の保健機能の増進に関する方針

前計画書のとおり。

(5) 市町村森林整備計画との連携

前計画書のとおり。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

前計画書のとおり。

1 地域森林計画の対象とする町別の森林面積

前計画書のとおり。

2 地域森林計画の対象としない森林

前計画書のとおり。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

前計画書のとおり。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

前計画書のとおり。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

前計画書のとおり。

2 その他必要な事項

(1) 公的関与による森林整備

前計画書のとおり。

(2) 民間活力の導入

前計画書のとおり。

(3) 林内路網の整備

前計画書のとおり。

第3 森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるものとする。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木地となること。）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を確保することとする。

なお、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の

更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

立木の標準伐期齢については、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等により適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持の必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、伐採率は30%以下とし、伐採後の造林が植栽による場合には40%以下とする。なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとする。

ウ 人工林の主伐の時期

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、次表を基礎として定める。

【基準】

樹種	生産目標	期待径級(cm)	主伐の時期(年)
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 天然更新に関する指針

前計画書のとおり。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

以下のような天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林として、市町村森林整備計画において**基準を定めることとする**。

- ・ 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・ 天然稚樹の生育が期待できない森林
- ・ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

3 間伐及び保育に関する事項

前計画書のとおり。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

間伐対象林分の高齢級化が進む中で、原木の安定供給を一層促進するとともに、森林所有者の負担軽減を図っていくためには、利用間伐の推進が不可欠であり、森林施業の集約化や合理的な路網整備、高性能林業機械の導入、**列状間伐の実施**など、効率的な森林整備を推進し、間伐材の利用拡大等に積極的に取り組むこととする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の設定基準及び森林施業の方法について

ては、以下のとおりとする。

ア 区域の設定の基準

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、林木の生育に適した森林で、地形等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するとともに、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定するものとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めるものとする。

イ 施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施や路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。また、特に効率的な森林施業が可能な森林においては、人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

前計画書のとおり。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

前計画書のとおり。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

前計画書のとおり。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

前計画書のとおり。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせて行う。

特に林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を生ずるものとして搬出の方法を

特定する森林においては、地表を極力損傷しないよう、架線集材等によるものとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法該当なし。

(6) その他必要な事項

前計画書のとおり。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

前計画書のとおり。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

前計画書のとおり。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

前計画書のとおり。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

前計画書のとおり。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

前計画書のとおり。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

前計画書のとおり。

(6) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第4 森林の保全に関する事項

前計画書のとおり。

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

前計画書のとおり。

(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

前計画書のとおり。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

2 保安施設の整備に関する方針

(1) 保安林の整備に関する方針

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

前計画書のとおり。

(3) 治山事業の実施に関する方針

前計画書のとおり。

(4) 特定保安林の整備に関する方針

前計画書のとおり。

(5) その他必要な事項

前計画書のとおり。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

前計画書のとおり。

(2) その他必要な事項

前計画書のとおり。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

前計画書のとおり。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

前計画書のとおり。

(3) 林野火災の予防の方針

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

1 保健機能森林の区域の基準

前計画書のとおり。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

前計画書のとおり。

2 間伐面積

前計画書のとおり。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,348	1,196
前半5カ年の計画量	539	574

4 林道の開設及び拡張に関する計画

前計画書のとおり。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

前計画書のとおり。

(3) 実施すべき治山事業の数量

前計画書のとおり。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

前計画書のとおり。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(1) 保安林の施業方法

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区の施業方法

前計画書のとおり。

(3) 自然公園内の施業方法

前計画書のとおり。

(4) 砂防指定地の施業方法

前計画書のとおり。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

前計画書のとおり。

(6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法

前計画書のとおり。

(7) 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法

前計画書のとおり。

(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法

前計画書のとおり。

(9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

(1 0) 風致地区に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

(1 1) 自然環境保全地区等の施業方法

前計画書のとおり。

(1 2) 富士山世界文化遺産に指定された区域の施業方法

前計画書のとおり。

(1 3) ユネスコエコパーク区域の施業方法

前計画書のとおり。